

基準病床数制度について

1 制度の概要

- 病院を開設するとき、病床数又は病床種別の変更を行うとき、診療所に病床を設けようとするとき（以下、「増床等」という。）は、知事の許可を受けなければならない。（医療法第7条第1項から第3項まで）
- 公的医療機関等（※）が増床等の許可の申請をした場合、二次医療圏内の既存病床数が基準病床数に既に達しているか、当該申請によって超えることになるときは、知事は許可を与えないことができる。（医療法第7条の2第1項、第2項）
- 公的医療機関等以外が増床等の許可の申請をした場合、二次医療圏内の既存病床数が基準病床数に既に達しているか、当該申請によって超えることになるときは、知事は申請病床の削減等を勧告することができる。（医療法第30条の11）

※ 公的医療機関等

- ・ 公的医療機関（都道府県、市町村、その他日本赤十字社、厚生農業協同組合連合会 等）
- ・ 国家公務員共済組合及びその連合会
- ・ 地方公務員共済組合
- ・ 日本私立学校振興・共済事業団
- ・ 健康保険組合及びその連合会
- ・ 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
- ・ 独立行政法人地域医療機能推進機構

2 病床過剰地域における病床設置の特例

（1）有床診療所の特例

- 診療所の病床の設置または病床数の変更には知事の許可が必要であり、また、基準病床数による設置の制限があるため、従来、在宅医療の提供のために必要な診療所やへき地に設置される診療所等として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所のみ、届出により一般病床を設置することが可能とされてきた。
- 平成30年4月からは、診療所の病床設置を円滑にするため、次の役割を果たす診療所が療養病床又は一般病床を設ける場合、医療審議会の意見を聴き、知事が認めたときは、医療計画への記載を要せずに、届出で病床を設置できることとされた。
 - ① 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所として次のいずれかの機能を有している診療所
 - ア 在宅療養支援診療所の機能（訪問診療の実施）
 - イ 急変時の入院患者の受入機能（年間6件以上）
 - ウ 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能
 - エ 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能（入院患者の1割以上）
 - オ 当該診療所内において看取りを行う機能
 - カ 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）を実施する（分娩において実施する場合を除く。）機能（年間30件以上）
 - キ 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能

- ② へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所

(2) 特定病床の特例

更なる整備が必要となる特定の病床については、厚生労働大臣に同意を得た数を基準病床とみなして病院開設・増床の許可を行うことができる。(医療法第 30 条の 4 第 9 項)

【特例病床の類型】 (医療法施行規則第 30 条の 32 の 2)

- ① がん又は循環器疾患の専門病床
- ② 小児疾患専門病床
- ③ 周産期疾患に係る病床
- ④ 発達障害児の早期リハビリテーション等に係る病床
- ⑤ 救急医療に係る病床
- ⑥ 薬物(アルコールその他)中毒性精神疾患、老人性精神疾患、小児精神疾患、合併症を伴う精神疾患に係る病床
- ⑦ 神経難病に係る病床
- ⑧ 緩和ケア病棟
- ⑨ 開放型病床
- ⑩ 後天性免疫不全症候群に係る病床
- ⑪ 新興・再興感染症に係る病床
- ⑫ 治験に係る病床
- ⑬ 診療所の療養病床に係る病床

(3) 地域医療連携推進法人による特例

地域医療連携推進法人の参加法人からの増床等の申請については、当該申請が地域医療構想の推進に必要なものであり、法人内の病床の合計数が増加しない等の要件を満たす場合は、当該申請の病床数を基準病床数とみなして許可を行うことができる。(医療法第 30 条の 4 第 10 項)

(4) その他

複数の公的医療機関等を含め、医療機関の再編統合を行う場合、再編統合を行う複数の医療機関の病床数の合計数が減少するときは、厚生労働大臣に同意を得た数を基準病床数とみなして病院開設・増床の許可を行うことができる。(医療法第 30 条の 4 第 8 項)